

省エネ機器等導入促進に係る助成事業に関する事業者登録要領

令和6年3月29日付け5環計発第11155号環境清掃部長決定

(概要)

第1条 この要領は、省エネ機器等導入促進に係る助成事業実施要綱（令和6年3月28日付け環計発第11145号区長決定。以下「要綱」という。）第6条に規定する登録事業者の申請手続について必要な事項を定めるものとする。

(登録事業者の申請)

第2条 要綱第6条第1項に定める登録事業者の申請を行うときは、登録事業者申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる資料を添付して行わなければならない。

- (1) 会社の登録事項証明書（個人事業者にあたっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し）
- (2) 前年度の法人事業税、法人都民税の納税証明書（事業税を課税されていない場合は、住民税の納税証明書）
- (3) 会社概要（任意様式）
- (4) 対象機器の売買及び設置工事の請負を行う事業の実績書（別記第2号様式）

2 前項で申請した内容に変更が生じたときは、登録内容変更届（別記第3号様式）により申出なければならない。

(登録事業者決定通知)

第3条 要綱第6条2項に定める通知を行うときは、登録事業者決定通知（別記第4号様式）により行うものとする。

(登録事業者の取消し)

第4条 要綱第6条第3項の規定に基づき登録を取り消したときは、登録事業者取消通知（別記第5号様式）により通知するものとする。

(その他注意事項等)

第5条 その他注意事項等は、各号に示す通りとする。

- (1) 助成事業の申請に係る費用は、全て登録事業者の負担とする。
- (2) 同一年度において、初めて助成金を請求する際は、請求書と併せて支払金口座振替依頼書兼債権者登録届（大田区会計事務規則第27号様式）を提出するものとする。

(委任)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、この要領を所管する課長が定める。

付 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。